

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）24条9項の準用する同条3項の規定に基づく保護申請却下処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年5月31日付けで行った保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、おおむね、次のとおりであり、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

請求人は、従前、〇〇区で保護を受けていた際、〇〇クリニック及び〇〇病院への移送費支給を受けていた。移管先の〇〇区で移送費支給に関する説明を受けなかったことから、引き続き移送費が支給されると信じ、本件申請に係るタクシー代を支出した。請求人の当該信頼は、通常、一般人が抱く正当なものであり、法的保護に値するにもかかわらず、処分庁は、タクシー移送費支給の申請を拒み続けたばかりか、申請を受け付けても、本件処分で

これを却下して請求人の信頼を裏切っており、信義に反する。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成28年12月21日	諮問
平成29年1月24日	審議（第5回第4部会）
平成29年2月21日	審議（第6回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 法15条柱書は、医療扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号事項の範囲内において行われるとし、6号に「移送」を挙げる。
- (2) 「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日付社発第727号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）は、移送の給付は、個別にその内容を審査し、次の範囲について行う（第3・9・(1)）とし、その範囲として、被保護者の傷病、障害等の状態により、電車・バス等の利用が著しく困難な者が医療機関に受診する際の交通費が必要な場合（同(2)・イ）等を挙げる。また、「医療扶助における移

送の給付決定に関する審査等について」（平成20年4月4日付社援保発第0404001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）は、タクシー等の利用につき、病状・障害等の状況からタクシー等を必要とする真にやむを得ない理由があるか否か検討を行うとする（3・イ・(イ)）。

(3) 給付手続としては、処分庁は、被保護者から申請があった場合、給付要否意見書（移送）により主治医意見を確認しつつ、その内容につき嘱託医協議を行い、適正に決定を行うものとされている（局長通知第3・9・(3)・イ）。もともと、課長通知における移送給付手続の流れ図によれば、福祉事務所の検討により、移送給付対象として認めない場合、主治医意見聴取・嘱託医協議を経ずに却下する（同通知2及び同通知別紙1）としており、上記局長通知に定める給付手続は、常に経なければならないものではないと解される。

(4) 局長通知及び課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定による法定受託事務に係る処理基準である。

2(1) 処分庁は、〇〇クリニック及び〇〇病院に給付要否意見を照会し、いずれもタクシー移送の給付が必要ない旨の回答を得た。処分庁は、〇〇クリニックの回答に主治医の記名がなく、電車バスの移送費を支給すべきであったことから、念のため、主治医に架電し、タクシー移送が必要ない旨を確認し、嘱託医協議を経た。なお、処分庁は、〇〇病院の回答には、主治医の記名及びタクシーの移送の給付を要しない旨の記載があったことから、嘱託医協議を経していない。

そして、上記給付要否意見（主治医意見確認及び嘱託医協議を含む。）を基に、処分庁は、本件申請につき個別に内容を審査した上、請求人のタクシー利用が病状・障害等の状況から真にやむを得ないとする理由がなく、移送の給付は認められない

と判断したものと考えられる。

以上の処分庁の判断は、法及び関係各通知に則った合理性あるものであり、本件処分に違法又は不当が認められない。

- (2) 請求人は、〇〇区の移送費給付状況及び〇〇区の移送に係る説明状況から、タクシー移送が認められるとの信頼を有しており、本件処分は、当該信頼を侵害するため、給付を拒絶することは、信義に反する旨主張する。しかし、処分庁が、請求人に対し、タクシー移送を明示的に認めた等、本件処分と矛盾する信義に反するような行為があったとは認められない。

- 3 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）